

つるい 敦井奨学生出願のしおり

高等学校職業学科・高等専門学校に在学する皆さんへ

つるい
敦井奨学会は、敦井産業株式会社（本社・新潟市）の元会長敦井榮吉氏が私財を投じて昭和38年に創設された育英法人です。

同氏は、“有能な産業人”を一人でも多く世に送りだしたいという考えから、高校の職業学科または高等の学業を修める人たちのために、奨学金を貸与する道を開かれました。

当会の奨学金の貸与を希望される方は、この「しおり」をよく読んで、家族の皆さんや先生方と相談のうえ、お申し込みください。

公益財団法人 つるい 敦井奨学会

新潟市中央区東大通1丁目2番23号
(北陸ビル8階)

電話代表 (025) 245-2211

I 募集から採用まで

▶ 出願の資格

- (1) 新潟県出身で、中学校を卒業し、職業学科を設置する高等学校における職業学科、または高等専門学校[※]の学業を修める方であって、経済的理由により学資の支出が困難と認められる方。
- (2) 中学校長または在籍学校長から、奨学生にふさわしいとして推薦が得られる方。

▶ 出願の手続

(1) 願 書

奨学金の貸与を希望する方は、敦井奨学生願書に次の書類を添付して、期日までに在学する高等学校・高等専門学校に提出してください。

直接当会に提出されても受理いたしません。

願書・推薦書は各学校に備えてあります。

- (イ) 住民票（世帯全員分）
- (ロ) 中学校長または在籍学校長の推薦書
- (ハ) 最終学年の学業成績証明書（1年生の場合は中学3年時の証明書）
- (ニ) 高校・高専の在学証明書（1年生の方は「合格通知書」またはその「写」等でも可）
- (ホ) 写真2枚（無帽半身・5×4cm・最近のもの）
- (ヘ) 健康診断書（中学校、高等学校で受ける健康診断書等で可）
- (ト) 奨学生志望者の家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の年間収入額を証明する書類（源泉徴収票等）の写し

(2) 募集期間

毎年4月1日から5月31日まで（高等学校・高等専門学校から当会あての提出期間）

▶ 奨学金（貸与）

- | | | | |
|----------------|----|---------|---------|
| (1) 貸与月額 …………… | 高校 | 1～3年生 | 25,000円 |
| | 高専 | { 1～3年生 | 25,000円 |
| | | { 4・5年生 | 50,000円 |

※奨学金は、原則として毎月5日（5日が土日祝の場合は、直前の休日でない日）に保護者名義のご指定口座に送金します。

- (2) 貸与期間 …………… 高校3年間、高専5年間

※ 第2学年以降でも出願できます。

▶ 奨学金（給付）

- (1) 給付額 …………… 入学時 50,000 円 (注1)
卒業時 25,000 円 (注2)

(注1) 高校・高専1年生のみ給付します。高校・高専の在学証明書または合格通知書（写可）を出願時に提出することが給付要件となります。

(注2) 貸与満期かつ高校・高専を卒業された方のみ給付します。借用証書と卒業証明書（写可）を卒業から1年以内に提出することが給付要件となります。

- (2) 給付時期 …………… 給付金は、原則として入学時は第1回分奨学金交付時、卒業時は卒業直後の4月15日(注3)に保護者名義のご指定口座に送金します。

(注3) 4月15日の振込に間に合わなかった場合、給付要件を満たした方から順次ご送金します。

▶ 採 用

- (1) 6月中旬に開催の当会の奨学生選考委員会において採否を決定します。
筆記試験等はありません。
- (2) 採否いずれにかかわらず、結果は保護者あてに通知します。
- (3) 採用決定の方には、諸手続（誓約書等）を経た上で、第1回分奨学金を交付します。

II 奨学生の義務

奨学金は学資として貸与するものですから、奨学生は高校・高専卒業後、必ず返還しなければなりません。なお、当奨学金には返還義務以外の付帯義務は一切ありません。また卒業後の就職、進学その他についても制限をしません。

- (1) 当会の奨学生は、常に、立派で有能な産業人、社会人となることを心がけなければなりません。したがって、素行または学業が思わしくない方については、在学する学校長の意見をお聞きして、奨学金の貸与を休止または廃止することがあります。
- (2) 奨学金の返還年限
奨学金は、貸与が終了した月の翌月から起算して1年を経過した後、12年以内に年賦・半年賦の割賦方法で全額を返還しなければなりません。
- (3) 奨学金の返還猶予
奨学生が大学に在学するとき、外国に留学するとき、また失業のため収入がないときなどは、返還が猶予されます。
- (4) 奨学金の返還免除
奨学生であった方が、死亡したり、心身障害等のため働けなくなったときは、奨学金の全部または一部が免除されることがあります。
- ※ 詳細については、「奨学金貸与・給付規程」をご確認ください。

Ⅲ 願書記入上の注意

願書は選考上の大切な資料です。下記の注意事項をよく読んで、出願時現在の状態で事実をありのまま記入してください。特に職業欄はくわしく記入してください。

1. 「家族状況」について

- (1) 同一の住居に居住し、生計を一にする方はすべて記入してください。
- (2) 次の場合は、別居していても同一家族として記入してください。（「別居」に○印）
 - a) 父母、またはこれに代わって家計を支えている方が勤務地の関係で別居しているとき。
 - b) 別居していても、家計から補助を受けているとき。
 - c) 本来同居すべき方が就学、就職または病気療養等のため一時別居しているとき。
- (3) 「職業」は、単に会社員・公務員・教員などとせず勤務先・役職名（〇〇会社の〇〇係長・〇〇商店の経理）または営業の内容など、できるだけくわしく記入してください。
- (4) 兄弟姉妹が就学中のときは、「職業」の欄に学校名・学年を記入してください。
- (5) 「収入年額」欄には、父母、またはこれに代わって家計を支えている方の収入年額（税込）を記入してください。また、最後には合計額を記入してください。
収入年額（税込み）は、年間収入額を証明する書類で確認できる数字を記入してください。

2. 「学資の支出が困難な理由」は、学資の支出が困難な家庭事情をできるだけくわしく記入してください。

3. 願書上段の「検印（※印）」は、願書を担当の先生に提出して、確認の押印をいただいでください。

4. 「連帯保証人」は、保護者（親権を行なう人または後見人）でなければなりません。本人と連帯保証人は別々の「印鑑」を押してください。

以 上